

平成 27 年 第 4 回水巻町議会 定例会 会議録

平成 27 年第 4 回水巻町議会定例会第 4 回継続会は、平成 27 年 6 月 23 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番	白 石 雄 二	9 番	井 手 幸 子
2 番	出利葉 義 孝	10 番	住 吉 浩 徳
3 番	廣 瀬 猛	11 番	入 江 弘
4 番	水ノ江 晴 敏	12 番	津 田 敏 文
5 番	松 野 俊 子	13 番	古 賀 信 行
6 番	久保田 賢 治	14 番	近 藤 進 也
7 番	小 田 和 久	15 番	柴 田 正 詔
8 番	岡 田 選 子	16 番	舩 津 宰

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 手 嶋 圭 吾

係 長 ・ 大 辻 直 樹

主 任 ・ 原 口 浩 一

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健 康 課 長	村 上 亮 一
教 育 長	小 宮 順 一	建 設 課 長	荒 卷 和 徳
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産 業 環 境 課 長	増 田 浩 司
企 画 財 政 課 長	篠 村 潔	上 下 水 道 課 長	入 江 浩 二
管 財 課 長	原 田 和 明	会 計 管 理 者	山 田 浩 幸
税 務 課 長	堺 正 一	生 涯 学 習 課 長	河 村 直 樹
住 民 課 長	山 田 美 穂	学 校 教 育 課 長	中 西 豊 和
地 域 ・ こ ど も 課 長	内 山 節 子	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	古 川 弘 之

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

平成 27 年 6 月 定例会
(第 4 回)

第 4 回継続会

本会議 会議録

平成 27 年 6 月 23 日

水 卷 町 議 会

平成 27 年 第 4 回水巻町議会定例会 第 4 回継続会 会議録

平成 27 年 6 月 23 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 27 年第 4 回水巻町議会定例会第 4 回継続会を開会いたします。

日程第 1 同意第 4 号

議 長（白石雄二）

日程第 1、同意第 4 号 水巻町監査委員の選任についてを、議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

13 番、古賀です。今まで私、ずっと議会傍聴してきましたけど、その間いろんな、町で不祥事なんかあったけどですね。例えば古い話ですけど、田中町長時代に町の職員が公金横領して、事件もあったんです。そしてですね、そんな事件が起きて、そして、公金横領したのに、田中町長は退職金まで払った事件があったんですよ。だからこういう、町の金の不正支出に対して、そういう監査委員が誰も言わなかったこと、非常に私は残念な思いでした。今後こういう不公正な行政をしないように、執行部はお願いいたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにご意見はありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。同意第 4 号水巻町監査委員の選任について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって、同意第 4 号は、同意することに決しました。

日程第 2 議案第 25 号

議 長（白石雄二）

日程第 2、議案第 25 号 水巻町国民健康保険条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。は

い、津田委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第 25 号 水巻町国民健康保険条例の一部改正について、6 月 18 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

今度の健康保険条例の一部改正についてですけど、今までの上限の分がですね、今度引き上げられるんですけど、そういう点ですね、やっぱり健康保険税の全部についてですけど、先日、私の一般質問で出しましたように、低所得者ですね。低所得者へのそういう助成の、今後検討していただきたいと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

他にご意見はありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 25 号 水巻町国民健康保険条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手願います。すみませんもう一度。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第 25 号は、原案どおり可決いたしました。

日程第 3 議案第 26 号

議 長（白石雄二）

日程第 3、議案第 26 号 水巻町保育所設置条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりますので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。はい、柴田委員長。

文厚産建委員長（柴田正詔）

議案第 26 号 水巻町保育所設置条例の一部改正について、6 月 17 日の文厚産建委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 26 号 水巻町保育所設置条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 4 議案第 27 号

議 長（白石雄二）

日程第 4、議案第 27 号 水巻町中央公民館空調設備改修工事の請負契約の締結についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員長に付託していますので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第 27 号 水巻町中央公民館空調設備改修工事の請負契約の締結について、6 月 18 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

13 番、古賀です。私がずっと水巻町の入札について、一貫して一般競争入札の導入を要請してきたわけです。先日も北九州市に電話いたしまして、やっぱり金額が大きいのは一般競争入札でやっているということでした。だから私は、指名競争入札がやられた、この金額が大きい

この件には反対の意を表します。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにご意見はありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 27 号水巻町中央公民館空調設備改修工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5 議案第 28 号

議 長（白石雄二）

日程第 5、議案第 28 号 平成 27 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）についてを、議題といたします。本案は、関係の各常任委員会に付託していたしましたので、関係の各常任委員長の審査報告を求めます。文厚産建委員長。

文厚産建委員長（柴田正詔）

議案第 28 号 平成 27 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）について、6 月 17 日、文厚産建委員会に関する所管事項につきまして慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第 28 号 平成 27 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）について、6 月 18 日、総務財政委員会に関する所管事項につきまして慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

関係の各常任委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 28 号 平成 27 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成全員と認めます。よって、議案第 28 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 議案第 29 号

議 長（白石雄二）

日程第 6、議案第 29 号 鯉口町営住宅 E V 設置工事の請負契約の締結についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第 29 号 鯉口町営住宅 E V 設置工事の請負契約の締結について、6 月 18 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

13 番、古賀です。鯉口町営住宅のエレベーター設置工事の請負契約について、意見を述べます。このエレベーター設置工事の当初予算に比べて大幅な、1 つはアップですね。いつも私が不思議に思うのは、当初予算に比べて、特に水巻町は後で金額が変わってくる、大幅に金額がアップしてくることですね。

こういう工事を設計する段階で、調査、設計しているのに、また、しばらくたったら金額が上がってくる。民間では考えられないことが、こういうお役所でまかりとおってくる。私はいつも不思議に思うんです。

だから 1 つは工事費が上がったこと、もう 1 つは指名競争入札が行われているから、この件には私は反対します。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにご意見はありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 29 号

鯉口町営住宅E V設置工事の請負契約の締結について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

賛成多数と認めます。よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決しました。

日程第 7 意見書第 6 号

議 長 (白石雄二)

日程第 7、意見書第 6 号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書についてを、議題といたします。松野議員に提案理由の説明を求めます。はい、松野議員。

5 番 (松野俊子)

5 番、松野です。この意見書の背景を少々、述べさせていただきます。

この地方単独事業と申しますのは、乳幼児医療や重度障がい者医療費、また、本町の小学校 6 年生までの医療無料化、こういった事業のことを指しておるのですが、この自己負担分を助成する事業を、県と市町村が共同で実施しているわけですが、受診しやすくなる分が、医療費が増加するという、そういう理由で、波及増加分につきましては、国保に対する国庫負担金や普通調整交付金、こういったものが国から減額されるという、そういった措置が長年とられているわけですが。

この国保の国からの減額措置というのは、30 年前に創設された古い制度でありまして、この間、少子化など社会状況は大きく変化しており、しかも、当初は実施している市町村も少なかったのですが、現在ではほとんどの全部の自治体が、こういった補助制度を実施しておるといった、そういったものがあって、その中で、やはり時代に即した制度を見直されるべきだということで、今、国保の制度改革をなされようとしております、今国会でも論議されておるとい、そういった中で、今、意見書を出すべきだということで出させていただきました。

で、意見書第 6 号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを認める意見書について、地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は水ノ江議員、久保田議員であります。内容はお手元に配布いたしておりますとおりでございますので、よろしくご審議のうえ、全員のご賛同をお願い申し上げます。

議 長 (白石雄二)

松野議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

－ 意見なし －

討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第6号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。よって、意見書第6号は、原案の通り可決いたしました。

日程第8 意見書第7号

議長(白石雄二)

日程第8、意見書第7号、認知症への取り組みの充実強化に関する意見書についてを議題といたします。久保田議員に提案理由の説明を求めます。久保田議員。

6番(久保田賢治)

まず、提案理由を述べさせていただきます。意見書第7号、認知症への取り組みの充実強化に関する意見書について。地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。提出賛成者は水ノ江議員、松野議員であります。内容につきまして、ちょっと読まさせていただきます。

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書。今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けするべきとの考えが確認された。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目されている。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置付け、認知症対策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととした。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められるところである。よって、政府においては下記の事項について、適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1. 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法を確立、ケアやサービスなど、認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた、「認知症の人と家族を支えるための基本法(仮称)」を早期に制定すること。

2. 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症、悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
3. 自治体などの取り組みについて、家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。
4. 認知症施策総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成27年6月23日。以上でございます。

議長（白石雄二）

久保田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13番（古賀信行）

13番、古賀です。認知症の取り組みについて、充実強化に関する意見書についてですけど、これも結構なことだと思います。しかし、これから10年20年先には、たくさん老人が増えてくるわけですね。特に私自身も心がけていますけど、自分自身がですね、認知症にならないように。そしてまた、私ずっと、いっぱい高齢者と付き合っていますけど。

例えば立屋敷の90超えたおばちゃんが畑してですね、あるんですよ。したらやっぱり毎日手先を動かしてあるからですね、話されることもしっかりしてあるし、だから私思ったんです。老人の方がですね、やっぱり目的を持った、そして体を使う仕事をすればですね、頭もボケないですね、いられるんだなと思って。

だからそういう点では、個人個人も気を付ける必要あると思いますけど、そういう年寄りが楽しく集える場所とかですね、また仕事とかですね。行政ができる範囲内ですね、そういう目配り気配りをする必要があるんじゃないかと思います。以上です。

議長（白石雄二）

ということで、賛成ということで。

[「はい、賛成です。」 という声]

はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。私も賛成の立場から討論をいたします。

先日の文厚産建委員会の中でも、私も高齢者福祉プランにおいて、この認知症の対策を充実させてほしいという要求を出しました。それで特にこの4項目の中の1番の、今国会で認知症のひとと家族を支えるための基本法を、早期に制定することを強く望みます。

そしてまたもう1つ申し付け加えますと、総合的な取り組みが求められるのはもちろんですが、これにやはり財政的な支援というのを国にきちんと求める。医療とか介護の法改悪、改正に及んで、なかなかサービスが利用できにくいという部分がありますので、やっぱり財政的な支援も、私は求めたいと思います。以上、賛成討論です。

議 長（白石雄二）

ほかにご意見はありませんか。討論を終わります。只今から採決を行います。意見書第7号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

全員賛成と認めます。よって、意見書第7号は原案の通り可決しました。

日程第9 意見書第8号

議 長（白石雄二）

日程第9、意見書第8号 社会保障・税番号制度の停止を求める意見書についてを、議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

8 番、岡田選子です。意見書第8号 社会保障・税番号制度の停止を求める意見書につきまして、提案説明を少しさせていただきます。原案はお手元にあると思いますが、この10月からですね、町民にも全国民にカード番号を通知するということが、始まってまいります。日本国内に住民票を持つ人たちひとり残らず、12ケタの番号が割り振られてまいります。

そして政府は、今安全だと言っておりますが、もし漏洩したときのリスクの高さ、それとまた被害の重大性を指摘する声というのは、本当に多くあります。

マイナンバーはですね、勤務先のその事業者にも個人番号を伝えることとなっております、日本には法人企業が421万社、そのうちの90%弱、366万社が小規模な法人となっております。個人事業者は243万社ございます。マイナンバーのために、お金も人もかけられるというのは一部の企業だけです。事業者すべてが番号を正確に管理するということは、ほんと不可能に近いことで、漏れたらただごとではすみません。

従業員はもちろん配偶者、扶養家族の番号もすべて勤め先に申告することが求められていま

す。来年の1月以降ですね、従業員の給与からの税・社会保険料の天引きの手続き、これにこの番号を使うことが義務付けられているからです。

政府は、将来的には名前と住所、性別、生年月日と番号が入った個人番号カード、これを国内のパスポートとして持ち歩かせようとしてもおります。落としでもしましたら、本当に大変なことになってしまいます。

そして健診データ、これも共同利用するとしておまして、これに関してはある大変痛切な思いをしている女性がおられまして、小児慢性特定疾患に苦しむという女性ですけども、病気への偏見を心配して、会社に知られないように、しばらくは保険証を使わずに10割負担で過ごしたということ。これも現実起こってきております。個人の健康や医療データまで、丸裸にされてしまうというものになっております。

また、先日の国民年金機構の情報流失もありましたし、セキュリティシステムをどんなに構築をしても、情報を盗もうとするサイバー攻撃からは、絶対に安全とは言い切れないということが、今回のことでも十分政府もわかっているかと思っております。

また、先日の衆議院の決算行政監視委員会で、我が党の国会議員が、官公庁と民間企業のシステム対応が完了したと政府が答えたのは4%に過ぎない、この実態がわかりました。政府としてマイナンバーが流失しないという体制が確立しているかどうか、把握する仕組みもないということもわかりました。

この状態で今、マイナンバー制度を開始したら、情報流失が防げないということがわかりきています。今回の、この年金機構の事件の教訓を真剣に取り組んで、今10月からの番号通知は一時停止をするべきだと、私たちは考えます。

そして水巻町議会の総意としてですね、町民の情報流失がもし起こった際には、とんでもない事態になりますので、もっと安全確保としっかりしたセキュリティ対策ですね、そういうものが万全だということ、もう少しよく年金機構の情報に関しても、議論が落ち着いてから再度取り組むべきだということ、町議会の意思として、国へ提出したいと思っておりますので、ぜひみなさんのご賛同をいただきたいと思っております。

提出者は私、岡田選子、賛同者は小田議員、井手議員でございます。地方自治法99条の規定によりまして、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、情報通信技術IT政策担当大臣、衆議院議長、参議院議長に対しまして、意見書をぜひ提出したいと思っておりますので、よろしくご賛同お願いいたします。

議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第8号 社会保障・税番号制度の停止を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成少数と認めます。よって、意見書第8号は否決いたしました。

日程第10 意見書第9号

議長(白石雄二)

日程第10、意見書第9号 「安全保障法制」の慎重審議を求める意見書についてを、議題といたします。小田議員に提案理由の説明を求めます。はい、小田議員。

7番(小田和久)

7番、小田和久です。意見書第9号「安全保障法制」の慎重審議を求める意見書について、提案理由を述べます。若干、意見書の内容について触れたいと思います。

今年は第二次世界大戦終結から、70年の節目の年になっております。

戦争体験者が高齢化し、記憶の「風化」が指摘されるもと、平和の尊さをどう継承するべきか、国民的議論が今、求められています。そうした中であって、安倍政権は新しい安全保障法制整備を進めようとしています。

集団的自衛権の行使容認や、自衛隊による国際貢献の拡大を盛り込んだ安全保障関連法案は、5月26日、衆議院本会議で審議入りしました。法案は、自衛隊法など10本の法律改正を1つにまとめた、「平和安全法制整備法案」(改正一括法案)と他国軍の後方支援を迅速にできるようにする「国際平和支援法案」の2本となっております。

国民の多くは、なぜ自衛隊の海外派遣を恒常的に可能とすることが必要なのか。なぜ自衛隊のための武器の使用が海外で必要なのか、大きな疑問を感じております。集団的自衛権行使の範囲をどう規定するのか、自衛隊の活動拡大に伴う自衛隊員のリスクがどこまで高まるのか。日本が攻撃されていなくても、掃討作戦に参戦する道が開かれ、他国軍への弾薬提供も可能になるのではないかと、といった論点が今関心事となっております。

従って、水巻町議会は政府及び国会に対して、安全保障法制の見直しにあたっては、国会はもとより国民的議論を喚起して、慎重に審議を尽くすことを求めるものであります。

以上の意見書を地方自治法第99条の規定により提出するものであります。賛成者は岡田選子議員、井手幸子議員。そして提出先は内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

意見書そのものについては、すでにみなさんのお手元に配付いたしておりますので、どうぞ多数のご賛同をお願いして、提案説明を終わります。以上です。

議長（白石雄二）

小田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。柴田議員。

15番（柴田正詔）

15番、柴田です。賛成の立場から意見を申し上げます。

日本は今まで不戦国家、専守防衛というのが国是でありました。歴代の内閣もその域から出ない。今回、安倍内閣に変わりましたですね、初めて今までの域を、政府、内閣の解釈という方法でやってきた。これは非常に大きな転換であります。いわゆる不戦国家から軍事力を行使する国家への転換という、大きな意味を持っているわけですが。

私はこれはやっぱり憲法上、集団的自衛権というのはやはり行使できないというふうに、私は考えています。やるなら先に憲法9条の解釈をどうするのか、それを先にやってことにあたるのが妥当だと思います。

そういった意味で、私はこれは、この意見書もこれも非常に弱いと思いますが、私は廃案にすべきだというふうに考えますが、国会も会期が延長されました。大幅にですね。その中で議論がされると思いますが、慎重な審議を見守っていきたいというふうに考えています。

議長（白石雄二）

岡田議員。

8番（岡田選子）

今、柴田議員のほうから、この意見書が弱いというご意見もいただきました。私どもも廃案にしたいという思いを、当初は意見書で書きたいと思っていたんですけども、やはり全議員のみなさんのご賛同をいただきたいという思いがありまして、一致できるところでぜひ通していただきたいと思いましてですね、ちょっと今の、会期延長までされてですね、無理やり、何が何でも押し通そうという政府の姿勢からしたらですね、ちょっと今、憲法違反という、憲法審査会での憲法学者の全員が違憲だということを言った、その経過を見てもですね、この法案は、もうほんとに憲法違反であることは、この法案は憲法違反であることは確かだと思います。

それとですね、あと先週のこの土日にですね、共同通信社が世論調査を行っております。安倍内閣の不支持率も上昇しております。支持と不支持が拮抗してきております。そして、安保法案について、憲法に違反していると思うという回答が56.7%に上っております。違反していると思わないという人はわずか3割弱、29.2%しかありません。

そして、今国会で無理やり通すのには反対だという人も随分多くなっております。また、公明党の支持者の方も反対ということが随分多くなっているということも、報道されております。

ぜひですね、自民党の中でも、これは西日本新聞ですけども、かつての重鎮であった古賀 誠

さんや、山崎 拓さん、このような方も、今の安倍政権の憲法違反だということを、無理やり押し通そうとするこの法案については、この安倍政権のやり方には本当に警鐘を鳴らしておりますので、ぜひ今、日本が平和か戦争かという大変重大な岐路に立っておりますので、ぜひですね、末端の議会から、ぜひ平和、憲法を守ろうという、この声をですね、その意思を示していきたいと思っておりますので、ぜひみなさんのご賛同をいただきたいと思っております。賛成討論といたします。

議 長（白石雄二）

小田議員。

7 番（小田和久）

今、柴田議員からですね、内容について若干弱いという発言がありましたので。

確かにその通りなんですよ。と言いますのは、この意見書提出日が、水巻町議会の議運で決めたのが、今月の9日までに提出というのが、だいたいいきさつだったんですね。

ところが、この法案については、当初は国会の会期末は明日ですね。明日が、会期末が前提になっただけで、その間にやっぱり、安倍総理はアメリカに行っても、夏までに通すということ公言しとる状況がありましたね。

ですから、そこを基準においてですね、やっぱり可決するということがあってはならないと。もっとも国民的な議論が必要だということで、私は会期がもっと延ばしていくという状況を踏まえてですね、議論をもっと慎重にするべきだということが前提になって、この意見書を出したんです。

従って、昨日か。国会が9月の27日まで延長になるということになったので、これまでの間に国民的な議論をもっともってやって、柴田議員、ともに頑張っていこうじゃありませんか。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかに。船津議員。

16 番（船津 宰）

私はですね、ちょっと態度を保留させていただきたいというふうに思っています。というのは、いろいろこの問題については、新聞等、テレビ等でいろいろあれしているんですけども。いろんな面から考えて、まだ私自身の考えが、はっきりはまだしておりませんので。

会期延長になるというような形で、今から話し合いも出てくるでしょうけども、その中で私自身の考えをまとめたいと思っておりますので、今回は保留させていただきたいと思っております。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

13 番、古賀です。私は子どもや孫に平和な世の中を残してやりたいと、いつも願っています。だから特に、こういう日本の歴史に対することもよく勉強しています。

今日の西日本新聞によりますと、法の番人である元法制局長の宮崎さんと、それから坂田さんは、衆議院の参考人として参加されて、この集団的自衛権を憲法違反だと証言されています。

具体的な例を言いますと、宮崎さんは、掃海は、原油を輸送を理由にした機雷掃海は、満州事変と同じだと、国会で証言されているわけです。まさにそのとおりだと思います。こういう法の番人が、憲法違反と述べてあるわけです。

だからですね、またあの新潟県、現在加茂市の市長をしてある元防衛庁の教育局長の小池さんもですね、やっぱりそういう憲法違反だと、声高々にやっぱり反対の意思を表明してあるわけです。元自衛隊の幹部すらこういう日本の将来を心配してあるわけです。

また、さっき共産党から述べられましたように、古賀 誠さんや自民党の元幹部の古賀 誠さんや山崎 拓さんなんかもですね、やっぱり日本の将来を心配して、この集団的自衛権を何とも阻止しなければいけないという立場で頑張っているわけです。

そういう点でですね、私はこの共産党の提案に賛成の意を表明します。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

私も賛成の立場から意見を述べます。

戦後 70 年、日本の自衛隊が海外で 1 人も殺されず、殺していないのは、やはりこの憲法 9 条があったからだと思います。私は今、この日本が大変な岐路に立たされていると思います。戦争か平和か。そしてこれを守る、将来の子どもたち、日本を担う子どもたちや孫たちのために、私は大人の責任として、やはりこの憲法を守っていかなければならないと思っています。

これを今度の国会で成立しますと、本当に戦争への道へ、確実に着実に進んでいくことは間違いありません。私たちは大人の責任として、地方から、国会は今国会で論戦が続いておりますけれど、地方議会から地方の意思として、やはりはっきりと表明をするべきだと考えております。以上、賛成討論です。

議 長（白石雄二）

ほかにご意見はありませんか。討論を終わります。只今から採決を行います。意見書第 9 号「安全保障法制」の慎重審議を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成少数と認めます。よって、意見書第 9 号は否決いたしました。

日程第 11 意見書第 10 号

議 長（白石雄二）

日程第 11、意見書第 10 号 川内原発再稼働の中止を求める意見書についてを、議題といたします。井手議員に提案理由の説明を求めます。はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。私は意見書第 10 号 川内原発再稼働の中止を求める意見書について、提案理由を述べます。この内容は、みなさんのお手元にあります案文の通りでございます。

この川内原発の中止を求める大きな理由として、2 つをあげました。その 1 つは避難計画のことです。避難計画を県や市町村に作るように指示をしながらも、規制委員会はそれを審査しようとしていないことでもあります。

2 つ目がこれが大事なことでありまして、火山の影響などが十分に反映されていないことでもあります。これは本当に大事なことでもあります。先月も口永良部島で爆発が起こり、最近も起こっています。島民の人たちは避難生活を送り、島に戻る見込みもありません。

国会では 19 日、衆議院経済産業委員会で、八幡西区選出の真島省三議員の質疑の中で、新規規制基準の適合性を通した原子力規制委員会には、なんと火山専門家が 1 人もいなかったということが明らかになっております。

私は 4 年前に福島原発の大事故を起こし、未だにその復興の目途も立たない状況の中で、国と九電が川内原発を再稼働させようとしていることは許されません。私は川内原発の再稼働は、中止をするべきだと思います。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。提出先は内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、環境大臣、経済再生担当大臣、衆議院議長、参議院議長、福岡県知事であります。賛同議員は、小田議員、岡田議員であります。どうぞみなさまのご賛同を、よろしく願いいたします。

議 長（白石雄二）

井手議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありますか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

13 番、古賀です。2011 年 3 月 11 日に東日本大震災が起きてから、まだ福島原発の影響でふるさとに帰れない人がたくさんいます。福島県だけでも 10 万人以上いると言われております。

フランス政府は、福島原発が起きる前、20 数年前から古い原子炉を解体していますけど、当初予算の 2 倍以上かけても、いつこの廃炉の工事が終わるかわからないと、フランス政府自

体が言っているわけです。

3年前私は、福岡市で行われた、舞鶴公園で行われた原発反対の集会に参加しました。そこで科学者の方がこう言われました。原発一基分で、一基で広島型の原爆の120倍の放射能をばらまくそうです。そういう恐ろしい代物です。だから、こういうですね、フランス政府が困られている、こういう原発を再稼働させたらいけないと思うんです。

私は民主党政権時代に菅さんが送電網を国有化されるということ、非常に期待を持っていたわけです。しかし、これは実現されませんでした。送電網が国有化されていたら、ソフトバンクの孫正義さんなんかは、自然エネルギーの発電所をたくさん造ったでしょう。孫さん自身はヨーロッパの、日本で言えば通産大臣に匹敵する人を抜擢しています。自分のお金で。こういう自然エネルギーを何とかしたいという方も、たくさんいらっしゃるわけです。

だからドイツの首相は、福島県の原発が、事故が起きた翌日に、ドイツ政府はいち早く原発の全廃を世界中に訴えられたわけです。それはいかに原発の恐ろしさが、身に染みているからだと思います。

だからアメリカ自身、福島の原発が起きたときは、航空母艦を、アメリカ人自身を救出するため、福島の沖に持って来たじゃありませんか。アメリカ自身が、いちばんそういう原発の恐ろしさを知っているからです。

だからこういう危険な代物は、やっぱり無くしていかなければいけないと思います。西ドイツでは自然エネルギーの発電が、もう30%超えています。日本もちょうど原子力一基分、100万キロワットの電力を作るには、原子炉一基分とそれから太陽光、風力のあれと、金額的にはだいたい同じと言われていています。

そういう点では、やっぱりそういう、これからは自然エネルギーの時代と思います。そういう点で、私はこの共産党の意見書には賛成の立場です。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにご意見はありませんか。討論を終わります。只今から採決を行います。意見書第10号川内原発再稼働の中止を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願い致します。

（賛成者挙手）

賛成多数と認めます。よって、意見書第10号は原案の通り可決いたしました。

日程第12 委員長報告について

議 長（白石雄二）

日程第12、委員長報告について。去る5月臨時会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。はい、津田委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

ご報告することはありません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。柴田委員長。

文厚産建委員長（柴田正詔）

ご報告することはございません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。入江委員長。

議会運営委員長（入江 弘）

報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

日程第 13 議員の派遣について

議 長（白石雄二）

日程第 13、議員の派遣についてを、議題といたします。会議員規則第 126 条の規定により、お手元に配付の資料の通り、議員の派遣について報告いたします。はい、古賀議員。

13 番（古賀信行）

13 番、古賀です。議長の派遣についてですけど、これはずっと私は不思議に思うんです。

なぜかと言えば、私はずっと議会傍聴していますけど、どの議員がどこに視察行ったか、町民にはまったくわからないわけですね。議会だよりに載るわけじゃないし、みずまき広報に載るわけじゃないしですね。

こういう税金で議員が勉強しに行っているんだから、当然町民に対する報告をしなければいけないと思います。岡垣町議会は議会だよりでどこどこに行きましたという、どういう勉強してきましたという報告も書かれたことがあります。そういう点ではですね、やっぱり水巻の町議会、議会もそうやけど議員自身がですね、やっぱりそういう声をあげていくべきだと思います。

ある議員なんか、私に言われました。年間 1 人当たり 15 万の予算が組んであるから、これ使って勉強行く方法もあるよと言われました。

私は先日、オンブズマンのビラ書きました。岩手県西和賀町の町会議員が、3 泊 4 日で島根県に視察に行きました。1 人当たり 10 何万使ってきたわけです。そしてどういう勉強したかということも、西和賀町のホームページで公表しています。それは過疎化をどうしたら防ぐことが

できるかという勉強しているわけです。3つの町や村を回っているわけですよ。そして西和賀町のホームページに、議員が私費で行きました、自分の金で行きましたと書いてるわけです。

私は信じられないことだから、西和賀町の役場の総務課と議会事務局に電話しました。確か、議員さんが自分の金使って行かれたと答弁されました。私自身ずっといろんな記事集めていますが、ほとんどインターネットか、あるいはNHKのニュースで出たことをノートに書いて、それをですねー

議 長（白石雄二）

古賀議員、報告の内容以外の要望については、個別に申し込みをください。

13 番（古賀信行）

わかりました。はい。

議 長（白石雄二）

よろしくお願いします。

日程第 14 閉会中の継続審査について

議 長（白石雄二）

日程第 14、閉会中の継続審査についてを、議題といたします。本案は各委員長から申し出のあった事項でありますので、原案の通り可決したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出の通り、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で今期定例会の日程が全部終わりましたので、平成 27 年第 4 回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 07 分 閉会